

青森県報

号外第三十六号

平成十五年三月三十一日(月曜日)

目次

規 則

| | |
|---|--------------|
| 地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則…………… | (人事課) …… 一 |
| 地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則…………… | (同) …… 二 |
| 青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則…………… | (防災消防課) …… 二 |
| 訓 令 | |
| 青森県広報・広聴事務に関する規程の一部を改正する訓令…………… | (政策推進室) …… 二 |
| 青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部を改正する訓令…………… | (同) …… 三 |
| 青森県臨時の任用職員管理規程の一部を改正する訓令…………… | (人事課) …… 三 |
| 青森県職員服務規程の一部を改正する訓令…………… | (同) …… 四 |
| 青森県知事の権限に属する事務の一部を青森県公営企業局職員に専決及び代決させる規程の一部を改正する訓令…………… | (同) …… 八 |
| 青森県消防関係職員服制の一部を改正する訓令…………… | (防災消防課) …… 八 |
| 青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令…………… | (同) …… 八 |
| 青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令…………… | (同) …… 九 |
| 津軽・下北地域開発推進連絡会議規程の一部を改正する訓令…………… | (振興課) …… 一〇 |

規 則

| | |
|--------------------------------|-----------------|
| 青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令…………… | (文化観光推進課) …… 一〇 |
| 青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令…………… | (整備企画課) …… 一〇 |

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第四十一号

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則(昭和四十二年四月青森県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

- 第四号を次のように改める。
- 四 青森県公営企業局グループリーダー
- 第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第四十二号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則（昭和四十二年四月青森県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

「の各号」を削り、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十三号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第四十三号

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則

青森県災害対策本部に関する規則（昭和三十八年四月青森県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中

商工観光労働部

商工観光労働部長

を

| | |
|-------|--------|
| 商工労働部 | 商工労働部長 |
| 文化観光部 | 文化観光部長 |

に改める。

第六条商工観光労働部の項中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改め、同項の次に次のように加える。

文化観光部

部設置条例第二条第六号に規定する文化観光部の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。

第六条農林水産部の項中「第二条第六号」を「第二条第七号」に改め、同条土整備部の項中「第二条第七号」を「第二条第八号」に改める。

第八条第一項を次のように改める。

対策連絡部に災害情報連絡員を置き、政策推進室、企画課、文化・スポーツ振興課、健康福祉政策課、商工政策課、文化観光推進課、農林水産政策課、監理課、経理課及び公営企業局総務グループの長がその所属の職員のうちから指名するものとする。

別表中「青森県農業試験場病害虫防除室長」を「青森県農林総合研究センター病害虫防除室長」に、「青森県水産試験場長」を「青森県水産総合研究センター所長」に、

「十和田県税事務所長」を「十和田県税事務所長」に、「青森県原子力センター所長」に、「青森県畑作園芸試験

場病害虫防除室長」を「青森県農林総合研究センター畑作園芸試験場病害虫防除室長」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令第二十五号

青森県広報・広聴事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県広報・広聴事務に関する規程の一部を改正する訓令

青森県広報・広聴事務に関する規程（平成元年三月青森県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中、「以下「規則」という。」を削る。

第五条第一項中、「（規則第八条第一項の表の中欄に掲げる室を含む。以下同じ。）」を削り、同条第二項中、「原則として班長に相当する職にある者とし」を削る。

第七条第二項及び第三項中、「政策推進室の広報事務を担当する副参事」を「政策推進室長が指名する政策推進室の職員」に改める。

別表中「総務学事課長」を「財政課長」に改め、「商工政策課長」の下に「文化観光推進課長」を加える。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十六号

庁 中 一 般

青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部を改正する訓令

青森県民間資金等活用事業推進会議規程（平成十四年五月青森県訓令甲第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「政策推進室長」を「行政改革・公社等改革推進チームリーダー」に改め、同条第三項中「充てる」の下に「ほか、行政改革・公社等改革推進チームリーダーがその所属職員のうちから指名する」を加える。

第四条第二項中「政策推進室の総括副参事又は副参事の職にある委員」を「委員のうちから議長があらかじめ指名する者」に改める。

第六条第三項中「政策推進室の総括副参事又は副参事」を「議長が行政改革・公社等改革推進チームの所属職員のうちから指名する者」に改める。

第八条中「政策推進室」を「行政改革・公社等改革推進チーム」に改める。

別表第一中「財政課長」を「政策推進室長、財政課長」に改め、「商工政策課長」の下に「文化観光推進課長」を加え、「公営企業局総務課長、政策推進室の総括副参事又は副参事」を「公営企業局総務グループリーダー」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県臨時的任用職員管理規程（昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「と、出納局にあつては副出納長とする」を「出納局にあつては出納局事務局長。以下同じ」に改める。

第六条第二項中「予算執行権者」の下に「（本庁にあつては、行政改革・公社等改革推進チームリーダー、政策推進室長及び集中課の長（部局内において臨時職員の給与に係る支出命令に関する事務を分掌する課の長をいう。以下同じ。））を加え、同条第四項中「予算執行権者」の下に「（本庁にあつては、行政改革・公社等改革推進チームリーダー、政策推進室長及び集中課の長）」を加える。

第九条及び第十五条中「予算執行権者」の下に「（本庁にあつては、行政改革・公社等改革推進チームリーダー、政策推進室長及び集中課の長）」を加える。

別表中

| | |
|--|-------------------------------|
| 地震、水害、火災、その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合に与えられる休暇 | 職員の勤務時間、休日及び休暇の適用を受ける職員の例による。 |
| 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合に与えられる休暇 | |
| 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合に与えられる休暇 | |

| | |
|---|-------------------------------|
| 地震、水害、火災、その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合に与えられる休暇 | 職員の勤務時間、休日及び休暇の適用を受ける職員の例による。 |
| 地震、水害、火災その他の災害、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合に与えられる休暇 | |
| 職員の保護する乳幼児が母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）第十二条若しくは | |

一日、半日又は一時間（非常勤職員にあつては、一日

| | |
|--|-------|
| 第十三条に規定する健康診査、学校保健法（昭和三十二年法律第五十六号）第四条に規定する健康診断又は予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項若しくは結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第十三条第四項に規定する予防接種を受ける場合で、当該職員の介助が必要と認められるときに与えられる休暇 | 又は一時間 |
|--|-------|

に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十八号

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中、「公社等改革推進チーム、環境生活部県境不法投棄対策チーム、健康福祉部自治体病院機能再編成推進チーム、健康福祉部食の安全・安心対策チーム及び農林水産部あおもりの「冬の農業」推進チーム」を「及びチーム」に改め、同条

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

第二項を次のように改める。

2 本庁の課の出勤簿取扱者は、庶務に関することを分掌するグループが置かれる課にあつては庶務担当のグループリーダーの職にある者をもつて充て、庶務に関することを分掌するグループが置かれない課にあつては当該課の長の職にある者をもつて充てる。

第十条第三項中「ただし」の下に「青森県東京事務所」を加え、「青森県産業技術開発センター、青森県グリーンバイオセンター、フラワーセンター21あおもり」を「青森県工業総合研究センター」に、「青森県東京事務所及び青森県工業試験場にあつては庶務担当の次長、農林水産事務所」を「農林水産事務所及び農林総合研究センター」に改め、「青森県農業研究推進センター、青森県農業試験場、青森県りんご試験場、青森県畜産試験場及び青森県水産試験場」を削り、「総務企画室長」の下に「水産総合研究センター及びふるさと食品研究センターにあつては総合企画室長」を加える。

第三号様式を次のとおり改める。

(裏)

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 7月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 31 |
| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | |
| 8月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 31 |
| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | |
| 9月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 31 |
| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | |
| 10月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 31 |
| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | |
| 11月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 31 |
| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | |
| 12月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 31 |
| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | |

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格B4種長とする。
 2 様式の押印欄中、上段には該当年の職員の日及び休日印刷し、下段には出張、休暇等の符号を記載すること。
 3 記入上の符号は、次のとおりとする。
 出…出張、年休…年次休暇、病休…病欠、①選考…人事委員会規則13-8第12条第1号の休暇、②証人…同条第2号の休暇、③産前…同条第9号の休暇、④産後…同条第10号の休暇、⑤育児…同条第11号の休暇、⑥生理…同条第12号の休暇、⑦妻出…同条第13号の休暇、⑧看護…同条第14号の休暇、⑨服忌…同条第15号の休暇、⑩祭日…同条第16号の休暇、⑪夏季…同条第17号の休暇、⑫住居…同条第18号の休暇、⑬出勤…同条第19号の休暇、⑭退勤…同条第20号の休暇、⑮乳児…同条第21号の休暇、介護…介護休暇、振替…通休日の振替日、代休…休日の代休日、専免…職務に専念する義務の免除、欠…欠勤、無用欠…無用欠勤、遅…遅参、早…早退、休…休暇、育休…育児休業、部休…部分休業、停…停職、派…派遣、採用…新採用、配置…配置換、赴任…赴任に要する期間

附 則

- 1 この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 改正前の青森県職員服務規程第三号様式の規定により調製した出勤簿の用紙で、現に使用しているもの及び残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

青森県訓令甲第二十九号

庁 中 一 般
青森県公営企業局職員一般

青森県知事の権限に属する事務の一部を青森県公営企業局職員に専決及び代決させる規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県知事の権限に属する事務の一部を青森県公営企業局職員に専決及び代決させる規程の一部を改正する訓令

青森県知事の権限に属する事務の一部を青森県公営企業局職員に専決及び代決させる規程（昭和四十六年十二月青森県訓令甲第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「総務課長」を「総務グループリーダー」に改め、同条中「局総務課長」を「局総務グループリーダー」に改め、同条第一号イから八までの規定中「第十七条第一項」の下に「（附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定」を加え、同号二中「第二十六条第二項」の下に「（附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改め、同号水中「第二十七条第一項」の下に「（附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同号へ中「第二十八条」の下に「（附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同号ト中「第二十九条」の下に「（附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三条の見出し中「総務課長」を「総務グループリーダー」に改め、同条第一項中

「局総務課長が」を「局総務グループリーダーが」に、「局総務課長補佐」を「あらかじめ局長が指定する職員」に改め、同条第二項中「すみやかに局総務課長」を「速やかに局総務グループリーダー」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十号

庁 中 一 般
消 防 学 校

青森県消防関係職員服制の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県消防関係職員服制の一部を改正する訓令

青森県消防関係職員服制（昭和三十年三月青森県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

別表中 「課長」を「課長補佐」に、「主査」を「総括主幹」に、「副参事」を「副参事」に、「校長」を「校長」に、「班長」を「班長」に、「主査」を「主査」に、「総括主査」を「総括主査」に、「班員」を「班員」に、「教務課技師」を「教務課技師」に、「その他の職員」を「その他の職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表政策推進部の部中

| | |
|-------------|-------------------|
| 公社等改革推進班 | 公社等改革推進チームリーダー |
| イベントプロジェクト班 | イベントプロジェクトチームリーダー |

を

| | |
|---------------|---------------------|
| 行政改革・公社等改革推進班 | 行政改革・公社等改革推進チームリーダー |
|---------------|---------------------|

に改め、

同表総務部の部中「工事検査室長」を「工事検査課長」に改め、同表企画振興部の部中

| | |
|----------|-----------|
| 統計情報班 | 統計情報課長 |
| 並行在来線対策班 | 並行在来線対策室長 |

を

| | |
|-------|--------|
| 統計情報班 | 統計情報課長 |
|-------|--------|

に改め、

同表環境生活部の部国際班の項を削り、同部中「美術館整備・芸術パーク構想推進室長」を「美術館整備・芸術パーク構想推進課長」に改め、同表商工観光労働部の部中「商工観光労働部」を「商工労働部」に、

| | |
|----------|-----------|
| 新産業創造班 | 新産業創造室長 |
| 文化観光推進班 | 文化観光推進課長 |
| むつ小川原振興班 | むつ小川原振興室長 |

を

| | |
|----------|-----------|
| 新産業創造班 | 新産業創造課長 |
| むつ小川原振興班 | むつ小川原振興課長 |

に改め、

同部の次に次のように加える。

| | | |
|-------------|-------------------|----------|
| 文化観光部 | 文化観光推進班 | 文化観光推進課長 |
| | 国際班 | 国際課長 |
| イベントプロジェクト班 | イベントプロジェクトチームリーダー | |

第二条第三項中「室」の下に「チーム」を加える。

第三条公社等改革推進班の項中「公社等改革推進班」を「行政改革・公社等改革推進班」に改め、同条イベントプロジェクト班の項、並行在来線対策班の項及び国際班の項を削り、同条環境政策班の項第二号を削り、同条商工政策班の項中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改め、同条文化観光推進班の項を削り、同条ITER誘致推進班の項の次に次のように加える。

文化観光推進班

一 文化観光部分掌事務に係る災害情報収集及び被害調査に関すること。

二 観光施設に関すること。

国際班

一 他の班の実施事項の応援に関すること。

イベントプロジェクト班

一 他の班の実施事項の応援に関すること。

第三条農林水産政策班の項第二号を削り、同条団体経営改善班の項及び構造政策班の項を次のように改める。

団体経営改善班

一 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）による経営資金及びその他事業資金に関すること。

二 農業漁業関係融資に関すること。

構造政策班

一 病害虫の防除に関すること。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十二号

各 出 先 機 関

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令

青森県防災行政用無線通信規程（平成十二年四月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表無線局の項中「六ヶ所放射線監視地球局」を「青森県原子力センター地球局」に、「青森県環境保健センター六ヶ所放射線監視局」を「青森県原子力センター」に、「青森県水産試験場地球局」を「青森県水産総合研究センター地球局」に、「青森県水産試験場」を「青森県水産総合研究センター」に、「青森県水産試験場八戸漁業用海岸局」を「青森県水産総合研究センター八戸漁業用海岸局」に、「青森県水産試験場八戸漁業用海岸局鰻ヶ沢管理所」を「青森県水産総合研究センター八戸漁業用海岸局鰻ヶ沢管理所」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十三号

庁 中 一 般

津軽・下北地域開発推進連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

津軽・下北地域開発推進連絡会議規程の一部を改正する訓令

津軽・下北地域開発推進連絡会議規程（昭和五十七年七月青森県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「商工観光労働部次長」を「商工労働部次長、文化観光部次長」に改め

る。

別表第二中「国際課長」を削り、「むつ小川原振興室長、資源エネルギー課長」を「むつ小川原振興課長、資源エネルギー課長、文化観光推進課長、国際課長」に、「公営企業局総務課長」を「公営企業局総務グループリーダー」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令

青森県文化観光振興連絡会議規程（昭和五十四年七月青森県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「商工観光労働部次長」を「文化観光部長」に改める。

別表第一中「文化観光推進課担当の商工観光労働部次長」を「文化観光部次長」に改め、「国際課長」を削り、「文化観光推進課長、むつ小川原振興室長」を「むつ小川原振興課長」に改め、「労政・能力開発課長」の下に「文化観光推進課長、国際課長」を加え、「公営企業局総務課長」を「公営企業局総務グループリーダー」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十五号

庁 中 一 般

青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令

青森県土地利用対策会議規程（昭和四十八年五月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「商工観光労働部長」を「商工労働部長、文化観光部長」に改める。
別表第二中

「（商工観光労働部）

商工政策課長、工業振興課長、文化観光推進課長、むつ小川原振興室長、資源エネルギー課長

「（商工労働部）

商工政策課長、工業振興課長、むつ小川原振興課長、資源エネルギー課長
（文化観光部）
文化観光推進課長

「総務課長」を「総務グループリーダー」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

| | | |
|-------------|---------------------------|---------|
| 青 森 県 | 青森市長島二丁目一番一号 | 発行所・発行人 |
| 青 森 県 | 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社 | 印刷所・販売人 |

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭